

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 防災業務施設・設備等の整備

風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国・県・町・防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

1. 気象観測施設・設備等〔建設課〕

(1) 町は、集中豪雨等においては、地区により雨量の差が激しいため、气象台、県の雨量観測所だけでは必要な情報が得られない場合もあるため、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。

(2) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

五戸町字古館21-1 五戸町役場

2. 消防施設・設備等〔総務課〕

消防ポンプ自動車等の消防機械・消火栓・(耐震)防火水槽等の消防水利・火災通報施設等の整備、点検に努め、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に危険物災害、林野火災等に対処するための資機材の整備を図るものとする。

(1) 整備状況 消防施設等の現況は、次のとおりである。

区分	消防吏員等数	消防ポンプ					その他の自動車	消防水利				
		消自防ポ自動車	水消自防槽ポ自動車	小動力ポンプ型	小動力積載ポ自動車	計		消火栓	防火水槽	その他の水利	計	
五戸消防署	26	1	1			2	2					
西分遣所	13	1				1	2					
消防分団名	第1分団	17	1			1						
	第2分団	17	1			1						
	第3分団	19	1			1						
	第4分団	17	1			1						
	第5分団	19	1			1						
	第6分団	17	1			1						
	第7分団	17				1	1					
	第8分団	16				1	1					
	第9分団	18	1				1					
	第10分団	17	1				1					
	第11分団	18	1				1					
	第12分団	17	1				1					
	上市川分団	25		1			1	162	153	15	330	
	第15分団	17	1				1					
	第16分団	17	1				1					
	第17分団	17				1	1					
	第18分団	17	1				1					
	第19分団	17	1				1					
	第20分団	13				1	1					
	第21分団	12				1	1					
第22分団	11				1	1						
第23分団	14				1	1						
第24分団	14				1	1						
第25分団	17	1				1						
第26分団	15	1				1						
倉石1分団	26	1		2		3	24	12	3	39		
倉石2分団	26		1	3		4	42	18	7	67		
倉石3分団	28	1		1		2	23	9	5	37		
倉石4分団	28	1		1		2	24	9	3	36		
計	562	21	3	7		8	39	4	275	201	33	509

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

消防力及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していくものとする。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、震災時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

ア. 消防ポンプ自動車等整備計画

区分	区域名	人口	全体計画(16~19)		16年度		17年度		18年度		19年度
			消自防ポ動ンプ車	小ポ付型ン積動プ載力車	消自防ポ動ンプ車	小ポ付型ン積動プ載力車	消自防ポ動ンプ車	消自防ポ動ンプ車	小ポ付型ン積動プ載力車	消自防ポ動ンプ車	
五戸消防署			1								1
西分遣所											
分 団 名	第 1 分団	上大町・荒町	1,125	1							1
	第 2 分団	下大町・ひまわり団地	1,759								
	第 3 分団	新町・ひばり野団地	2,893								
	第 4 分団	川原町	876								
	第 5 分団	博労町	2,775								
	第 6 分団	姥川村・下新井田	599	1			1				
	第 7 分団	石仏・兎内	309								
	第 8 分団	根前	311								
	第 9 分団	佐野・大森・大久木	564								
	第 10 分団	切谷内	808								
	第 11 分団	粒ヶ谷地	257								
	第 12 分団	菖蒲川	534	1					1		
	上市川分団	上区・中区・下区	1,282								
	第 15 分団	北市川	293								
	第 16 分団	池ノ堂	320								
	第 17 分団	石呑	743		1		1				
	第 18 分団	浅水	583								
	第 19 分団	扇田・野沢	471								
	第 20 分団	豊川	199								
	第 21 分団	北向・関口	148								
	第 22 分団	手倉橋	148								
	第 23 分団	荷軽井	144								
	第 24 分団	岩ノ脇	142								
	第 25 分団	豊間内	500								
	第 26 分団	志戸岸	445								
	倉石 1 分団	石沢	1,013								
倉石 2 分団	中市	1,254									
倉石 3 分団	又重下	652									
倉石 4 分団	又重上	597									
計			21,744	4	1	0	1	1	1	0	2

イ. 消防水利整備計画

区分	現有数	全体計画	年次計画					
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
消火栓	公設	162	10	2	2	2	2	2
	私設							
防火水槽	40t未満	25						
	40～100t未満	128	13	3	2	3	2	3
	100t以上							
その他の水利	15							
計	330	23	5	4	5	4	5	

3. 通信施設・設備等〔総務課〕

(1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報伝達等の迅速化を図るため、防災行政用無線、有線電話・ファクシミリ、無線電話・ファクシミリ、携帯電話、インターネット、電子メール等の情報連絡網の整備を図ると共に、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等のネットワークの構築に努め、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網を整備（戸別受信機を含む）し、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。また、通信施設等の整備改善（耐火耐震構造等）及び施設が被災した場合の非常電源、予備機等の整備に努めるものとする。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア. 防災行政用無線

(ア) 町有無線設備は、次のとおりである。

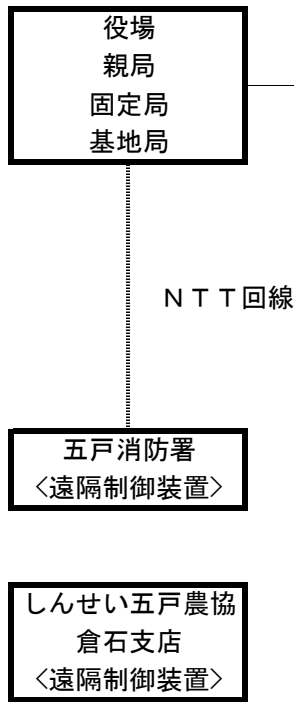
○基地局・移動局

周波数	局種別	呼出名称（呼出符号）	配置課	設（常）置場所	
(146.02MHz)	基地局(10W)	ぼうさいごのへ	総務課	五戸町字古館21-1	
	移動局(5W)	携帯	ぼうさいごのへ 19, 20	総務課	
	移動局(10W)	携帯	ぼうさいごのへ 21, 22	総務課	五戸町役場 0178-62-2111
		車載	ぼうさいごのへ 1 ぼうさいごのへ 2 ぼうさいごのへ 3 ぼうさいごのへ 4	農林課 総務課 建設課 福祉課	
(68.835MHz)	固定局(10W)	ぼうさいごのへこうほう	倉石支所	五戸町大字倉石中市 字上ミ平19-1	
	基地局(5W)	ぼうさいごのへくらいし	倉石支所	五戸町役場倉石支所 0178-62-7968	
(146.02MHz)	移動局(10W)	車載	ぼうさいごのへくらいし 1~5	総務課	倉石1~倉石4ポンプ自動車 テラノ
	移動局(10W)	車載	ぼうさいごのへくらいし 6~9	支、農林 建、上下	ADバン、エスクード ビッグホーン、水道車
	移動局(10W) 移動局(5W)	携帯 携帯	ぼうさいごのへくらいし 101 ぼうさいごのへくらいし102~108	倉石支所 総務課	倉石1~倉石4分団長 4大隊副団長3名
(68.835MHz)	固定局(10W)	じえいえいしんせいくらいし		農協倉石支店	

○同報無線

所属	呼出名称	周波数及び空中線電力
五戸町	ぼうさいごのへこうほう	68.835MHz 5W

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



	局NO	設置場所	局NO	設置場所
受 信 装 置 設 置 場 所 子 局	1	根岸	1	石沢境
	2	下大町	2	石沢中央
	3	新町	3	石沢殿城
	4	上大町	4	コスモス団地
	5	博労町	5	木戸場
	6	大渡	6	槍沢
	7	追分	7	鳥沼新田
	8	苗代沢	8	小渡
	9	地藏平	9	松山
	10	志戸岸	10	向平
	11	豊間内	11	中市新山平
	12	岩ノ脇	12	中市北
	13	野沢	13	中市田茂平
	14	扇田	14	浦田下モ
	15	浅水	15	浦田上ミ
	16	北向	16	水上新田
	17	関口	17	山田
	18	下豊川	18	太田
	19	上豊川	19	北向
	20	手倉橋	20	沼沢
	21	荷軽井	21	谷地中
	22	鹿内	22	花部
	23	越掛沢	23	鎗水
	24	下新井田	24	宮台
	25	蛭川	25	館町
	26	石仏	26	館町上館
	27	佐野	27	森田
	28	大久木	28	冬名
	29	切谷内	29	古川代
	30	粒ヶ谷地	30	芦名沢
	31	菖蒲川	31	牧内
	32	北市川	32	横倉
	33	上市川 (上区)	33	一ノ坪
	34	上市川 (下区)	34	風原平
	35	池ノ堂	35	大久保
	36	石呑	36	清三久保
	37	鳩岡平	37	駒袋
	38	旧庁舎跡地		
	39	浅水 1		

戸別受信装置	陣馬 1・柏木 6・樺の木 3・長屋・ 北田ノ沢 4・四五市 4・中筒 1 1・倉石 3 0
--------	---

陸上移動局	携帯用 2・農林課車両 1・総務課車両 1・ 建設課車両 1・福祉課車両 1
-------	---

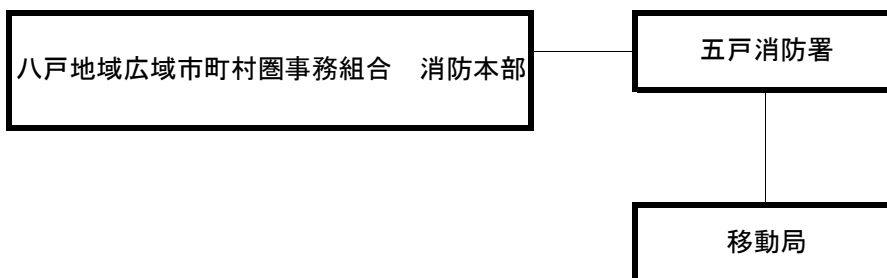
陸上移動局	公用車 5・消防ポンプ自動車 4・ 携帯 8
-------	---------------------------

ウ. 消防無線

(ア) 消防無線設備は、次のとおりである。

所属	局種別	呼出名称	電波の型式・周波数・空中線出力			設(常)置場所 電話番号
			型式	周波数	出力	
五戸消防署	FX・FB	はちしょうごのへ	F3E	F1・F2・F3・F4・F5・F6・F7・F8	10W	五戸町字大渡11-1 0178-62-3119
		はちしょうごのへ				
	ML	はちしょう50		F1・F2・F3・F4・F7・F8	10W	
		はちしょう51		F1・F2・F3・F4・F7・F8・F9・F10	10W	
		はちしょう52		F1・F2・F3・F4・F7・F8	10W	
		はちしょう350		F1・F2・F3・F4・F7・F8	1W	
		はちしょう351		F1・F2・F3・F4・F7・F8	5W	
		はちしょう352		F1・F2・F3・F4・F7・F8・F9・F10	5W	
はちしょう救急5	F1・F2・F3・F4・F7・F8・F9・F10	10W				

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



エ. その他

(ア) 県防災行政無線設備は、次のとおりである。

機関名	衛星番号	機関名	衛星番号
県庁	801-1-内線	八戸消防本部	903-7109
八戸市庁	203-7109	三戸町役場	441-7109
南郷区役所	448-7109	五戸町役場	442-7109
八戸県税事務所	811-1-211	田子町役場	443-7109
三戸地方健康福祉こどもセンター (福祉部・三戸地方福祉事務所)	811-1-215	階上町役場	446-7109
三戸地方農林水産事務所	811-1-218	南部町役場	447-7109
八戸県土整備事務所	811-1-243	〃 名川分庁舎	444-7109
三八教育事務所	811-1-267	〃 南部分庁舎	445-7109
三戸地方農林水産事務所 (八戸地域農業改良普及所センター)	811-1-233	新郷村役場	450-7109
三戸地方健康福祉こどもセンター (保健部・八戸保健所)	811-1-294	百石町役場	403-7109
三戸地方農林水産事務所 (旧農村整備庁舎)	842-7109	下田町役場	410-7109

※最初に必ず8をつけること。

(例) 県庁は8-801-1-内線番号

4. 水防施設・設備等〔総務課〕

町及び防災関係機関は、当地域における重要水防区域、危険箇所等について常日頃から具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫の整備、点検に努めるものとする。

(1) 整備状況 各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

倉庫名	倉庫所在地	規模	備蓄主要資器材数					管理者
			土のう袋	くい	掛矢	スコップ	唐鍬	
青森県水防倉庫	五戸町字兎内	115㎡	31,000	300	7	130	10	八戸県土整備事務所 河川砂防管理課長
五戸町水防倉庫	五戸町字野月29	20㎡	3,200	154	5	64	12	総務課長

5. 救助施設・設備等〔総務課〕

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材、薬品等の整備点検に努める。

(1) 整備状況

区分	一般救助器具						重量物排除用器具						切断用器具								
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	ポートパワー	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	スパカッター	空気式大型油圧切断機
五戸消防署 町所有分を含む	1	1			1		1			1	1		1			1	1	1		1	2

区分	破壊用器具				測定用器具				呼吸保護用器具				隊員保護用器具							
	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定機	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	化学防護服
五戸消防署 町所有分を含む	7	2			1				10			1	2	2	2	2	9			2

区分	水難救護用器具							山岳救助用具		その他の救助用器具								
	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	山岳救助器具	岳救助用具	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機	ソフトランディング	避難はしご
五戸消防署 町所有分を含む		5		1	1					1	4	2	3	1	1	1	1	1

(2) 整備計画

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部と連携をとり、不足資器材の確保に努める。

6. 広域防災拠点等

町は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

7. その他施設・設備等〔建設課〕

(1) 町は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備する。

ア. 整備状況

区分	トラクターショベル	モーターグレーダー	ダンプトラック	ショベルローダー
五戸町重機	2	2	3	1

町内の建設業者等の保有状況は次のとおりである。

所有者	電話番号	機械器具の名称・数量等							
		クレーン車	トラクタショベル	パワーショベル	モーターグレーダ	ブルドーザー	ダンプトラック	ローラー	トレーラー
(株)大西組	62-2261		2	7	1	2	8	6	1
(有)北組	62-2066	6	3	9	1	3	8	4	1
(株)沢田建設	68-3111	1	4	14	6	3	8	10	
(株)東北産業	61-1100	1	1	1		2	2	1	
(有)類家建設	68-2231	1	3	8	1	1	2	1	
(株)大西工務店	62-3454	1	3	4	1	1	4	2	
(株)大山建工	68-3353	1	2	6	1	1	5	1	
(株)川村土木	62-2543	3	4	21	1	8	26	4	2
(株)大久保建設	62-5076		1	2		2		2	
(有)軽米建設	62-3510			3			2		
佐々木建設(有)	68-2289	1		4			2	3	
(有)高橋建設	62-4648		1	4		1	3	1	
(株)タチバナ	62-7195		2	1			2		
(有)鳥谷部建業	62-4468		1	2		1		1	
(有)野村組	61-0282	1	1	6		2	5		
三浦土木工業(有)	62-4184		1	3			2		
(株)山耕	62-5101	1		1			1		
(有)小泉土建	62-5854	1	1	2			6	1	
(株)正和建設工業	77-3215			2			2		
(有)山七建設	77-2057						1		

(2) 町は、防災倉庫・防災資器材を整備する。

ア. 整備状況

五戸町水防倉庫			倉石支所防災倉庫		
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
ビニールシート	枚	50	剣スコップ	丁	20
番線	束	2	角スコップ	丁	8
鎌	丁	7	掛矢	丁	8
一輪車	台	5	唐鍬	丁	10
鋸	丁	9	つるはし	丁	1
大ハンマー	丁	5	おの	丁	2
番線切り	丁	2	鋸	丁	4
ペンチ	丁	9	鎌	丁	3
スノー	丁	10	なた	丁	
なた	丁	9	片手ハンマー	丁	1
塩ビパイプ	本	2	ペンチ	丁	4
とび口	本	20	たこ鎚	丁	0
剣スコップ	丁	49	照明具	台	10
角スコップ	丁	4	丸太	本	500
掛矢	丁	5	土のう袋	枚	1,000
ツルハシ	丁	10	縄	本	20
もった	丁	7	ロープ	本	20
マサカリ	丁	2	鉄線	kg	20
杭(6尺・9尺)	本	120	小車	台	2
ロープ	本	1	むしろ	枚	10
麻ロープ	本	1	ブルーシート	枚	
鉄筋(3分・30cm)	本	50	発電機	台	2
鉄筋(3分・10cm)	本	30	カッター	ヶ	2
鉄筋(4分・120cm)	本	100	炊飯器	台	1
鉄筋(5分・50cm)	本	30	給水タンク 1 t	台	1
鉄筋(5分・150cm)	本	100	チェーンソー	台	
土のう袋	袋	3,200	草刈り機	台	

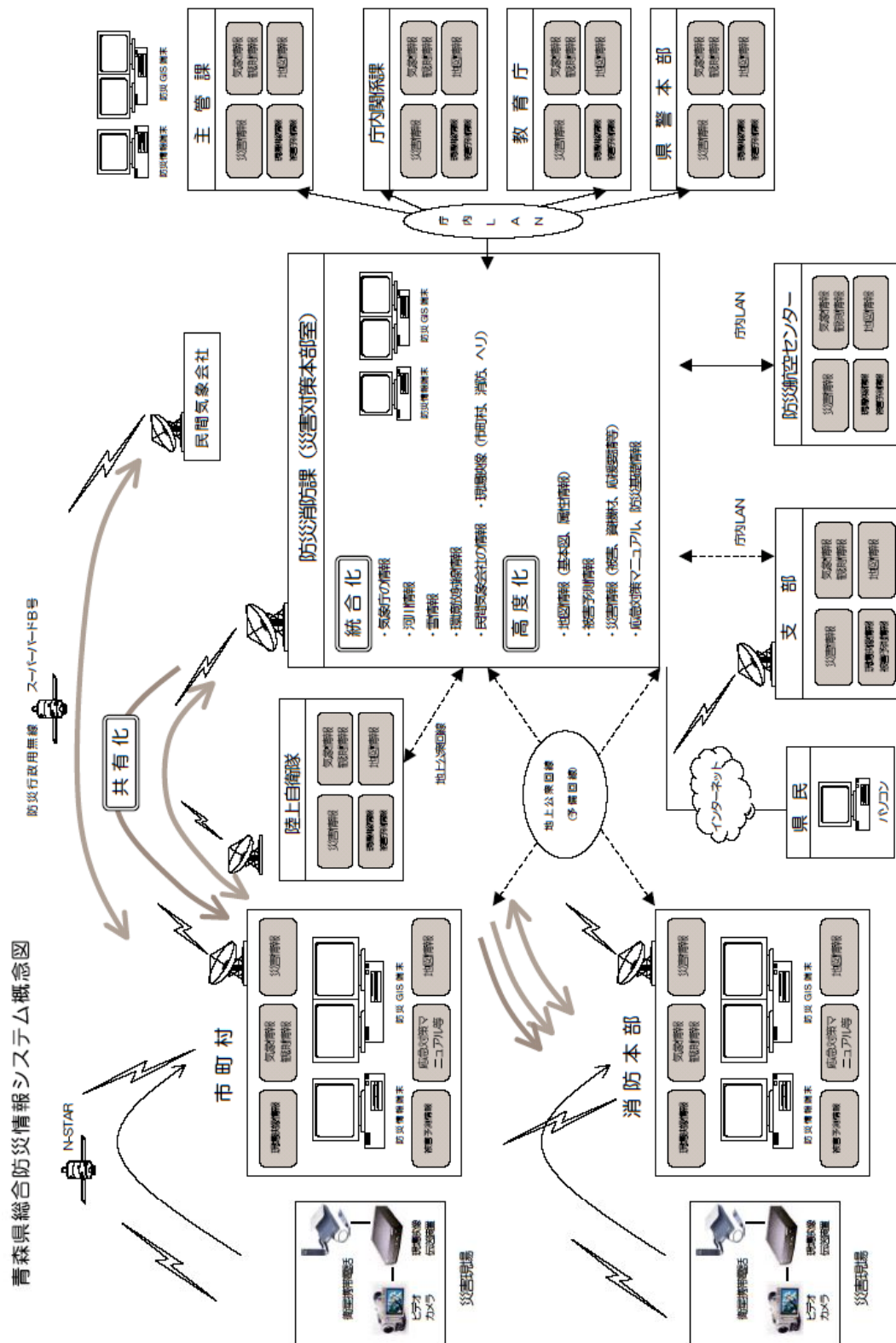
イ. 整備計画

五戸町水防倉庫			五戸町水防倉庫		
資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
ビニールシート	枚	100	マサカリ	丁	10
番線	束	10	杭(6尺・9尺)	本	200
鎌	丁	10	ロープ	本	10
一輪車	台	5	麻ロープ	本	10
鋸	丁	15	鉄筋(3分・30cm)	本	100
大ハンマー	丁	10	鉄筋(3分・10cm)	本	100
番線切り	丁	5	鉄筋(4分・120cm)	本	100
ペンチ	丁	10	鉄筋(5分・50cm)	本	100
スノー	丁	10	鉄筋(5分・150cm)	本	100
なた	丁	15	照明具	式	5
塩ビパイプ	本	10	土のう袋	袋	5,000
とび口	本	20	発電機	台	2
剣スコップ	丁	50	給水タンク	台	3
角スコップ	丁	10			
掛矢	丁	10			
ツルハシ	丁	10			
もった	丁	10			

第2節 総合防災情報システム

予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ確かな応急対策を実施するため、県・町・防災関係機関をネットワーク化した総合防災情報システムの円滑な管理運用を図るものとする。

〈県総合防災情報システム・ネットワーク構成図〉



青森県総合防災情報システム概念図

1. 総合防災情報システムの運用

町及び消防機関は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し操作能力の習得に努める。
また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

2. 町の災害対策機能等の充実

町は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第3節 防災事業

地域の特性に配慮した災害に強いまちづくりを推進するとともに、町域における危険箇所については地域保全事業を国・県と協力して環境や景観へも配慮しながら計画的に推進し、また、都市の防災構造化、その他の災害予防対策を計画的に推進する。

1. 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図るものとする。

なお、一般の造林事業についても地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図るものとする。

農地防災事業については、治山・治水・その他の各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図るものとする。

(1) 治山事業〔農林課〕

町では、これまで山地治山事業・防災林造成事業・保安林整備事業・保安林管理道事業・防災対策総合治山事業・水源地域整備事業・環境保全保安林整備事業・地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については町において実施する等、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、いまだに山地災害危険地区・小規模山地崩壊危険地が下表のとおり存在しており、危険度の高い地区については早急な防止対策が必要であり、かつ水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため、他事業との調整を図りつつ、環境や景観へも配慮しながら、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかけるものとする。

ア. 山地災害危険地区

(ア) 山腹崩壊危険地区

整理番号	位置		公共施設等			整理番号	位置		公共施設等			
	大字	字	人家	公共施設	道路除く		道路	大字	字	人家	公共施設	道路除く
1	上市川	日向山	12			38	倉石又重	下久保	4			町道
2	上市川	外ノ沢	5			39	倉石又重	下芦名沢	5			町道
3	切谷内	大森	8			40	倉石又重	山田	20			国道
4		鹿内	6			41	倉石又重	館平	13			国道
5		根岸	18	1		42	倉石又重	高谷平	3	2		国道
6	上市川	駒ヶ沢	1			43	倉石又重	高谷平	4			国道
7	上市川	中筒	4			44	倉石又重	高谷平	4	1		
8	切谷内	石ヶ沢	3			45	倉石又重	中坂	11	1		
9	切谷内	石ヶ沢				46	倉石又重	内谷地	2			国道
10		古館	12	1		47	倉石又重	古川代	10	1		国道
11		館	30	1		48	倉石石沢	石沢	15			国道
12	豊間内	五ヶ久保	7	1		49	倉石又重	北向	5			町道
13	扇田	寺沢	5			50	倉石又重	北向	18			町道
14	扇田	扇田	38									
15	浅水	下平	15	1								
16	浅水	浅水	27	1								
17	浅水	六角	8									
18	浅水	関口	17									
19	手倉橋	下田表										
20	手倉橋	高橋										
21	浅水	柏木	8									
22	浅水	上豊川	6	1								
23	浅水	下豊川	10									
24	手倉橋	北手倉橋	11									
25	手倉橋	上小堰田		1								
26	手倉橋	鉢森	18									
27	手倉橋	荷軽井	7									
28	手倉橋	堂ヶ前	4									
29	豊間内	上長根										
30	豊間内	麦沢										
31	豊間内	上前田										
32	豊間内	上前田	20									
33	豊間内	岩ノ脇	23									
34	豊間内	岩ノ脇	28									
35	手倉橋	堀合沢	4									
36	手倉橋	堀合沢	14									
37	手倉橋	下姥沢										

(イ) 崩壊土砂流出危険地区

整理番号	位置		公共施設等			整理番号	位置		公共施設等		
	大字	字	人家	公共施設 道路除く	道路		大字	字	人家	公共施設 道路除く	道路
1	上市川	日向山	40		町道	61	豊間内	下関川			町道
2	切谷内	粒ヶ谷地	11			62	豊間内	上関川	1		町道
3	切谷内	粒ヶ谷地	2		町道	63	扇田	野沢	10		町道
4		赤川			町道	64	扇田	島田			町道
5		幸ノ神	25		町道	65	浅水	蟹沢			国道
6		越掛沢			農道	66	浅水	川向	1		国道
7		鹿内	4			67	浅水	川向	5	1	町道
8	上市川	順礼森	20		農道	68	浅水	北向	4		町道
9	上市川	前田	4		町道	69	浅水	鶴巻田			町道
10	切谷内	四五市	3		農道	70	浅水	鶴巻田			県道
11	切谷内	大久保沢	3		町道	71	浅水	関口向			県道
12	切谷内	大久保沢	13		町道	72	浅水	舂館	2		県道
13	切谷内	兔内上保土沢			農道	73	手倉橋	金ヶ沢			町道
14	切谷内	小渡	5		町道	74	手倉橋	南手倉橋			県道
15		上保土沢			農道	75	手倉橋	堀合沢	10		町道
16	豊間内	大開			農道	76	手倉橋	筒口場	15		県道
17	豊間内	狐沢	3			77	手倉橋	鉢森	11		町道
18	豊間内	志戸岸	1			78	手倉橋	上向田	10		町道
19	豊間内	大沢	5			79	手倉橋	姥平			農道
20	豊間内	熊戸	2			80	手倉橋	姥平		1	
21	豊間内	熊戸			町道	81	手倉橋	姥平	2		町道
22	豊間内	豊間内	34		町道	82	手倉橋	館地			町道
23	豊間内	上一本松			町道	83	手倉橋	館地			町道
24	扇田	七百刈			町道	84	手倉橋	館地			町道
25	扇田	七百刈			町道	85	倉石石沢	駒袋	4		
26	扇田	寺沢前			町道	86	倉石石沢	地藏沢			農道
27	扇田	寺沢	2		町道	87	倉石石沢	寺畑			農道
28	扇田	寺沢	6		町道	88	倉石中市	梨木久保	16		町道
29	扇田	寺沢	10		町道	89	倉石中市	天満			町道
30	扇田	扇田	10		町道	90	倉石中市	寺ノ上	6		
31	浅水	上平			県道	91	倉石中市	上ミ平	20	1	町道
32	浅水	堀切			県道	92	倉石中市	浦田			町道
33	浅水	堀切			県道	93	倉石中市	浦田			町道
34	浅水	堀切			県道	94	倉石又重	丹内沢	3		町道
35	浅水	堀切			県道	95	倉石又重	下久保	4		町道
36	浅水	堀切			県道	96	倉石又重	下久保			町道
37	浅水	堀切			県道	97	倉石又重	芦名沢渡	5		町道
38	浅水	堀切			県道	98	倉石石沢	砂地平			町道
39	浅水	堀切			県道	99	倉石又重	砂取	7		県道
40	浅水	堀切沢			県道	100	倉石又重	上川原	3	1	県道
41	浅水	上豊川沢	5		県道	101	倉石又重	寺ノ上			県道
42	浅水	上豊川沢	2		県道	102	倉石又重	長坂	12		県道
43	浅水	大平			県道	103	倉石又重	漆原	12		県道
44	浅水	関口			県道	104	倉石石沢	石沢	6		県道
45	浅水	柏木沢			県道	105	倉石石沢	中道	30		町道
46	浅水	柏木沢			県道	106	倉石中市	小渡			町道
47	浅水	街道堤			県道	107	倉石中市	前新田	5		町道
48	手倉橋	下田表			県道	108	倉石又重	長畑	3		町道
49	手倉橋	松ヶ沢			県道	109	倉石又重	北向			県道
50	手倉橋	猿ヶ久保			町道	110	倉石又重	山ノ下			町道
51	手倉橋	北手倉橋	20		町道	111	倉石又重	鎗水	14		町道
52	手倉橋	下小堰田	3	1	町道	112	倉石又重	下夕沢	15		町道
53	手倉橋	上小堰田	3	1	県道	113	倉石又重	鎗水	15		町道
54	手倉橋	上小堰田			県道	114	倉石又重	沢向			町道
55	手倉橋	鉢森	10		県道	115	倉石又重	館町	15		町道
56	手倉橋	荷軽井	7		県道	116	倉石又重	館町			町道
57	手倉橋	堂ヶ前	8		県道	117	倉石又重	下条	5		町道
58	豊間内	麦沢			県道	118	倉石又重	五石橋	7		町道
59	豊間内	岩ノ脇	30		町道	119	倉石又重	栂木平	3		町道
60	扇田	五郎田			町道						

イ. 小規模山地崩壊危険地

整理番号	位置		公共施設等	公共施設 (道路除く)	道路
	大字	字	人家		
1	倉石又重	下夕条	7		町道

(2) 砂防関係事業〔建設課〕

集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国・県に働きかけるものとする。

また、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図り、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

ア. 砂防事業

町では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防えん堤などの工事が実施され、その管理状況も良好であるが、町域には、土石流危険渓流が下表のとおり多くを抱えておりかつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

土石流危険渓流（溪床勾配3°以上）

整理番号	渓流番号	渓流名			所在地	保全対象
		水系名	河川名	渓流名		
1	442-I-001	馬淵川	浅水川	平畑沢	浅水	6 官公署1屯所集会施設1荷軽井自治会館
2	442-I-002	馬淵川	浅水川	北向沢	浅水	11
3	442-I-003	馬淵川	浅水川	雨沼沢	手倉橋	5 集会施設1手倉橋自治会館
4	442-I-004	馬淵川	浅水川	内山沢	手倉橋	0 官公署1屯所
5	442-I-005	馬淵川	浅水川	天狗沢	手倉橋	11
6	442-I-006	馬淵川	浅水川	北手倉橋沢	手倉橋	12
7	442-I-007	馬淵川	浅水川	蒼前沢	浅水	4
8	442-I-008	馬淵川	浅水川	上豊川沢	浅水	12
9	442-I-009	馬淵川	浅水川	狐久保沢	浅水	30
10	442-I-010	馬淵川	浅水川	志戸岸沢	豊間内	9
11	442-I-011	五戸川	五戸川	第1銀杏木沢	白山	7
12	449-I-001	五戸川	五戸川	沼沢	又重	2 沼沢文化センター
13	449-I-002	五戸川	五戸川	椀ノ木沢	又重	2 集会施設1森冬振興会館
14	449-I-003	五戸川	五戸川	冬沼沢	又重	9
15	449-I-004	五戸川	五戸川	沢内沢	又重	5
16	449-I-005	五戸川	五戸川	長坂沢	又重	18
17	449-I-006	五戸川	五戸川	上川原沢	又重	0 倉石温泉、ふるさとの味伝承館
18	449-I-007	五戸川	五戸川	外狐久保沢	又重	4
19	442-II-001	馬淵川	浅水川	館ノ沢	手倉橋	1
20	442-II-002	馬淵川	浅水川	南手倉橋沢	手倉橋	3
21	442-II-003	馬淵川	浅水川	手倉橋沢	手倉橋	1
22	442-II-004	馬淵川	浅水川	柏木沢	浅水	2
23	442-II-005	馬淵川	浅水川	下平沢	浅水	1
24	442-II-006	馬淵川	浅水川	十海塚沢	浅水	1
25	442-II-007	馬淵川	浅水川	第1寺沢	扇田	3
26	442-II-008	馬淵川	浅水川	第2寺沢	扇田	3
27	442-II-009	馬淵川	浅水川	第3寺沢	扇田	3
28	442-II-010	馬淵川	浅水川	大沢左沢	豊間内	4
29	442-II-011	馬淵川	浅水川	志戸岸中沢	豊間内	1
30	442-II-012	五戸川	五戸川	傘松沢	傘松	1
31	442-II-013	五戸川	五戸川	第2銀杏木沢	銀杏木	2
32	442-II-014	五戸川	五戸川	第1鹿内沢	白山	1
33	442-II-015	五戸川	五戸川	第2鹿内沢	鹿内	1
34	442-II-016	五戸川	五戸川	鹿内下沢	鹿内	2
35	442-II-017	五戸川	五戸川	鹿内下東沢	鹿内	2
36	449-II-001	五戸川	五戸川	鎗水沢	又重	3
37	449-II-002	五戸川	五戸川	寺ノ上沢	又重	2
38	449-II-003	五戸川	五戸川	清次郎久保沢	又重	1
39	449-II-004	五戸川	五戸川	八盃久保沢	中市	4
40	449-II-005	五戸川	五戸川	清水頭沢	中市	4
41	442-III-001	馬淵川	浅水川	西上平沢	浅水	0
42	442-III-002	馬淵川	浅水川	第4寺沢	扇田	0
43	442-III-003	馬淵川	浅水川	第5寺沢	扇田	0
44	442-III-004	馬淵川	浅水川	第6寺沢	扇田	0
45	442-III-005	五戸川	五戸川	上新井田沢	上新井田	0

ランクⅠ 保全人家5戸以上

(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む)

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下

ランクⅢ 保全人家0戸

砂防指定地（砂防法 明治30年、法律第29号による指定地）

整理 番号	砂防指定地				
	溪流名	所在地	延長 m	面積 ha	摘要
1	椈ノ木沢	五戸町大字倉石又重字松山	300	0.96	五戸川
2	阿部沢	五戸町大字倉石中市字阿部沢 " 字八盃久保	1,130	70.61	五戸川
3	南手倉橋沢	五戸町大字手倉橋字館の沢	360	0.85	馬淵川
4	外狐久保沢	五戸町大字倉石又重字砂取 " 字上I平	249	0.5921	五戸川

イ. 急傾斜地崩壊対策事業

町では、これまで集中豪雨等に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止するための施設を天満後地区・神明後地区・館地区を重点的に整備するなど、急傾斜地対策事業が実施されてきたところである。

しかし、町域には急傾斜地崩壊危険箇所を下表のとおり抱えており、その危険度の高い地区も多いため今後も急傾斜地対策事業の計画的推進を国・県に働きかけるものとする。

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

（急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 昭和44年、法律第57号による指定箇所）

整理 番号	急傾斜地崩壊 危険区域名	所在地		面積 (ha)	保全対象 人家戸数(戸)	摘要
		大字	字			
1	天満後		天満・沢・天満後	1.650	58	平 5. 3. 19
2	手倉橋	手倉橋	北手倉橋	1.689	12	昭51. 3. 18
3	神明後		神明後	0.857	28	昭54. 1. 23
4	館		館・沢・堀合	0.220	6	昭61. 1. 23
5	六角	浅水	蒼前・浅水・音坂・六角	2.760	8	平13. 3. 16
6	川向	浅水	岩ノ沢・川向	0.590	11	平 7. 3. 10
7	志戸岸	豊間内	志戸岸・大沢	0.430	5	平 9. 2. 24
8	堀合沢	手倉橋	堀合沢・館ノ沢	0.890	7	平 5. 3. 19
9	太田	倉石又重	太田	6.270	34	昭54. 1. 23
10	石沢	倉石石沢	石沢	0.170	1	平 4. 3. 27
11	古川代1号	倉石又重	古川代・小間沢・寺ノ上	0.900	5	平 4. 3. 27
12	太田2号	倉石又重	太田・館平	3.200	13	平 5. 3. 19
13	古川代2号	倉石又重	古川代・長坂	0.800	5	平 6. 3. 25
14	北向	倉石又重	下夕沢・長根	0.930	5	平13. 3. 16

急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30°、高さ5m以上の急傾斜地）

ランクⅠ 保全人家5戸以上 町内 47箇所

（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）

自然斜面

平成17年3月現在

整理番号	箇所番号	箇所名	大字小字	傾斜度	延長	高さ	人家戸数	公共的建物
1	I-449	外ノ沢	切谷内 外ノ沢	80	300	7	5	
2	I-450	古館	古館	40	120	20	0	官公署
3	I-451	天満後3号	天満後	40	90	25	0	学校
4	I-452	天満後2号	天満後	60	170	25	9	
5	I-453	天満後区域	天満後	50	200	20	28	
6	I-454	館区域	沢	45	340	10	20	
7	I-455	下大町	下大町	45	360	15	13	
8	I-456	神明後区域	神明後	45	250	10	20	
9	I-457	愛宕丁	愛宕丁	35	320	10	5	
10	I-458	新丁	新丁	40	75	5	5	
11	I-459	狐森北	狐森北	50	150	10	1	児童館
12	I-460	志戸岸2号	豊間内 志戸岸	30	430	20	18	
13	I-461	志戸岸区域	豊間内 志戸岸	60	150	12	5	
14	I-462	志戸岸3号	豊間内 志戸岸	90	170	6	7	
15	I-463	五ヶ久保1号	豊間内 五ヶ久保	45	480	15	18	
16	I-464	上前田	豊間内 上前田	30	120	20	7	
17	I-465	岩ノ脇1号	豊間内 岩ノ脇	40	220	20	5	
18	I-466	野沢1号	扇田 野沢	45	220	13	4	公民館
19	I-467	扇田	扇田 扇田	75	100	10	2	公民館
20	I-468	幸神	浅水 幸神	70	290	10	9	
21	I-469	上平	浅水 上平	30	160	20	13	
22	I-470	浅水	浅水 浅水	60	200	25	13	
23	I-471	川向区域	浅水 川向	60	280	10	12	
24	I-472	六角	浅水 六角	45	200	40	7	
25	I-473	関口1号	浅水 関口	40	100	50	5	
26	I-474	関口2号	浅水 関口	60	150	9	3	公民館
27	I-475	堀合沢区域	手倉橋 堀合沢	60	180	15	10	
28	I-476	手倉橋区域	手倉橋 北手倉橋	45	180	30	8	
29	I-477	鉢森	手倉橋 鉢森	35	90	30	5	
30	I-478	荷軽井1号	手倉橋 荷軽井	50	150	10	3	消防、公民館
31	I-479	荷軽井2号	手倉橋 荷軽井	70	100	10	4	公民館
32	I-570	石沢区域	石沢 石沢	40	240	7	11	児童福祉施設
33	I-571	横倉	中市 横倉	50	120	12	2	公民館
34	I-572	太田区域	又重 山田	40	510	30	36	寺
35	I-573	太田2号区域	又重 太田	40	450	20	11	寺
36	I-574	谷地中	又重 谷地中	70	150	13	2	公民館
37	I-575	北向下毛	又重 北向	50	200	14	6	
38	I-576	北向	又重 北向	45	150	10	7	
39	I-577	上川原	又重 上川原	45	240	12	2	倉石温泉
40	I-578	中坂	又重 中坂	30	112	16	2	学校
41	I-579	前平	又重 前平	50	180	17	3	公民館
42	I-580	館町	又重 館町	40	230	8	9	
43	I-581	古川代1号区域	又重 古川代	40	120	16	4	寺
44	I-582	古川代2号区域	又重 山田	50	230	12	8	
45	I-583	森ノ上ミ	又重 森ノ上ミ	45	362	8	9	

人工斜面

46	I-97	下タノ沢頭	下タノ沢頭	40	85	10	16	
47	I-98	地蔵平	豊間内 地蔵平	45	200	8	14	

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下

町内 39箇所

ランクⅢ 保全人家0戸

町内 4箇所

自然斜面

平成17年3月現在

整理番号	箇所番号	箇所名	大字小字	傾斜度	延長	高さ	人家戸数	公共的建物
1	Ⅱ-417	日向山	上市川 日向山	45	50	7	2	
2	Ⅱ-418	大畑	切谷内 大畑	30	30	5	1	
3	Ⅱ-419	兎内	兎内	60	150	5	3	
4	Ⅱ-420	鍛冶屋窪1号	鍛冶屋窪	50	30	7	1	
5	Ⅱ-421	西ノ沢1号	西ノ沢	40	80	25	1	
6	Ⅱ-422	鍛冶屋窪2号	鍛冶屋窪	50	120	7	3	
7	Ⅱ-423	鍛冶屋窪3号	鍛冶屋窪	60	75	7	4	
8	Ⅱ-424	新田窪	新田窪	80	40	15	1	
9	Ⅱ-425	苗代沢1号	苗代沢	80	40	7	1	
10	Ⅱ-426	野月	野月	50	30	10	1	
11	Ⅱ-427	下長下	下長下	60	25	5	1	
12	Ⅱ-428	長下	扇田 長下	50	50	7	2	
13	Ⅱ-429	四五市	切谷内 四五市	40	60	5	1	
14	Ⅱ-430	狐沢	豊間内 狐沢	45	50	20	1	
15	Ⅱ-431	五ヶ久保2号	豊間内 五ヶ久保	50	40	20	2	
16	Ⅱ-432	岩ノ脇2号	豊間内 岩ノ脇	60	50	10	1	
17	Ⅱ-433	岩ノ脇3号	豊間内 岩ノ脇	40	160	8	1	
18	Ⅱ-434	寺沢1号	扇田 寺沢	45	100	7	4	
19	Ⅱ-435	寺沢2号	扇田 寺沢	40	60	20	2	
20	Ⅱ-436	寺沢3号	扇田 寺沢	45	70	5	1	
21	Ⅱ-437	上関川	扇田 上関川	50	40	10	1	
22	Ⅱ-438	下関川	扇田 下関川	50	35	6	1	
23	Ⅱ-439	野沢2号	扇田 野沢	45	30	10	1	
24	Ⅱ-440	西ノ沢2号	扇田 西ノ沢	45	70	20	1	
25	Ⅱ-441	下久保	浅水 下久保	30	100	25	2	
26	Ⅱ-442	堀合沢2号	手倉橋 堀合沢	40	40	10	2	
27	Ⅱ-443	内山	手倉橋 内山	55	20	5	1	
28	Ⅱ-530	境	石沢 境	60	60	10	1	
29	Ⅱ-531	清三久保1号	中市 清三久保	30	84	5	1	
30	Ⅱ-532	清三久保2号	中市 清三久保	45	64	9	2	
31	Ⅱ-533	北向2号	又重 北向	40	143	8	4	
32	Ⅱ-534	高谷平2号	又重 高谷平	40	50	8	1	
33	Ⅱ-535	高谷平1号	又重 高谷平	40	190	13	2	
34	Ⅱ-536	鎗水	又重 鎗水	40	70	7	3	
35	Ⅱ-537	宮台前1号	又重 宮台前	50	130	11	4	
36	Ⅱ-538	館町2号	又重 館町	40	154	9	2	
37	Ⅱ-539	森田	又重 森田	50	163	14	4	
38	Ⅱ-540	沼沢	又重 沼沢	45	70	11	2	
1	Ⅲ-89	苗代沢	苗代沢	80	250	15	0	
2	Ⅲ-90	上保戸沢	上保戸沢	80	150	14	0	
3	Ⅲ-91	上保戸沢	上保戸沢	80	400	12	0	
4	Ⅲ-92	上保戸沢	上保戸沢	80	200	12	0	

人工斜面

39	Ⅱ-131	十海塚	浅水十海塚	45	150	9	2	
----	-------	-----	-------	----	-----	---	---	--

ウ. なだれ対策事業

町には、下表のとおりなだれ危険箇所があり、今後なだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

雪崩危険箇所（傾斜度15°以上、高さ10m以上）

ランクⅠ 保全人家5戸以上

(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む)

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下

ランクⅢ 保全人家0戸

町内 37箇所

町内 28箇所

町内 3箇所

平成17年3月現在

整理番号	箇所番号	箇所名	大字小字
1	I-343	天満後1号	天満後
2	I-344	沢	沢
3	I-345	下大町	下大町
4	I-346	神明後1号	愛宕丁
5	I-347	根岸	根岸
6	I-348	志戸岸1号	豊間内 志戸岸
7	I-349	志戸岸2号	豊間内 志戸岸
8	I-350	五ヶ久保1号	豊間内 五ヶ久保
9	I-351	上前田	豊間内 上前田
10	I-352	岩ノ脇1号	豊間内 岩ノ脇
11	I-353	野沢1号	扇田 野沢
12	I-354	扇田1号	扇田 扇田
13	I-355	上平	浅水 上平
14	I-356	上豊川	浅水 幸神
15	I-357	川向	浅水 川向
16	I-358	浅水	浅水 浅水
17	I-359	六角	浅水 六角
18	I-360	関口	浅水 関口
19	I-361	北手倉橋	手倉橋 北手倉橋
20	I-362	南手倉橋	手倉橋 堀合沢
21	I-363	荷軽井1号	手倉橋 鉢森
22	I-364	荷軽井2号	手倉橋 荷軽井
23	I-1063	外ノ沢	切谷内 外ノ沢
24	I-1064	天満後2号	天満後
25	I-1065	狐森北	狐森北
26	I-1066	下夕ノ沢頭	下夕ノ沢頭
27	I-1067	神明後2号	神明後
28	I-1068	志戸岸3号	豊間内 志戸岸
29	I-1069	岩ノ脇2号	豊間内 岩ノ脇
30	I-1070	扇田2号	扇田 扇田
31	I-480	太田	又重 山田
32	I-481	谷地中1号	又重 太田
33	I-482	谷地中2号	又重 谷地中
34	I-483	上川原	又重 上川原
35	I-485	古川代1号	又重 古川代
36	I-486	古川代2号	又重 山田
37	I-1087	中坂	又重 中坂

整理番号	箇所番号	箇所名	大字小字
1	II-225	塚谷地	塚谷地
2	II-226	四五市1号	切谷内 四五市
3	II-227	四五市2号	切谷内 四五市
4	II-228	鹿内下モ	鹿内下モ
5	II-229	西ノ沢1号	扇田 西ノ沢
6	II-230	野月	野月
7	II-231	狐沢	豊間内 狐沢
8	II-232	五ヶ久保2号	豊間内 五ヶ久保
9	II-233	寺沢1号	扇田 寺沢
10	II-234	寺沢2号	扇田 寺沢
11	II-235	寺沢3号	扇田 寺沢
12	II-236	下関川	扇田 下関川
13	II-237	上関川	扇田 上関川
14	II-238	野沢2号	扇田 野沢
15	II-239	西ノ沢2号	扇田 西ノ沢
16	II-240	扇田3号	扇田
17	II-241	十海塚	十海塚
18	II-242	下平	浅水 下平
19	II-243	下久保	浅水 下久保
20	II-244	堀合沢	手倉橋 堀合沢
21	II-334	牧内沢	牧内沢
22	II-335	高谷平	又重 高谷平
23	II-336	宮台前1号	又重 宮台前
24	II-337	内谷地	又重 内谷地
25	II-511	北向	又重 北向
26	II-512	館町	又重 館町
27	II-513	森ノ上ミ	又重 森ノ上ミ
28	II-514	沼沢	又重 沼沢
1	III-110	上保戸沢1号	上保戸沢
2	III-111	上保戸沢2号	上保戸沢
3	III-112	上保戸沢3号	上保戸沢

(3) 河川改修〔建設課〕

町内を流下する河川は、一級河川浅水川と二級河川五戸川・堤沢川・後藤川で県の管理するところであるが、これらの河川については、河川改修等による洪水対策が進められているところである。

また、当町が管理する普通河川は下表のとおり小規模な河川が多く、特に改修改良を必要とする河川は皆無にひとしいが、災害発生時には速やかに応急復旧ができるような体制を整えるものとする。

なお、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

普通河川

整理番号	水系名	次欄の普通河川が流入する法定河川名	普通河川名	延長 (km)
1	馬淵川	浅水川	雨沼川(1)	0.7
2	馬淵川	浅水川	和田川	0.8
3	馬淵川	浅水川	雨沼川(2)	0.7
4	馬淵川	浅水川	長久保川	0.5
5	馬淵川	浅水川	上ノ沢川	0.7
6	馬淵川	浅水川	堀合沢川	1.5
7	馬淵川	浅水川	館ノ沢川	1.1
8	馬淵川	浅水川	松ヶ沢川	0.6
9	馬淵川	浅水川	金ヶ沢川	0.7
10	馬淵川	浅水川	枅館川	0.9
11	馬淵川	浅水川	関口向川	0.6
12	馬淵川	浅水川	苗代沢川	1.0
13	馬淵川	浅水川	岩ノ沢川	1.3
14	馬淵川	浅水川	小田ノ沢川(1)	3.0
15	馬淵川	浅水川	権現林川	0.4
16	馬淵川	浅水川	峠ノ沢川	1.4
17	馬淵川	浅水川	狼子沢川	0.8
18	馬淵川	浅水川	築窪川(1)	1.0
19	馬淵川	浅水川	築窪川(2)	0.6
20	馬淵川	浅水川	岩ノ脇沢川	0.6
21	馬淵川	浅水川	上長根川	0.8
22	馬淵川	浅水川	小田ノ沢川(2)	1.2
23	馬淵川	浅水川	野沢川	1.0
24	五戸川	五戸川	中ノ沢川	1.2
25	五戸川	五戸川	神明後川	1.0
26	五戸川	五戸川	上保土沢川	3.6
27	五戸川	五戸川	桜沼川	1.6
28	五戸川	五戸川	沼廻川	0.6
29	五戸川	五戸川	沼下川	1.3
30	五戸川	五戸川	下長下夕川	1.0

一級河川(県管理)

河川名	幹川名	区間		区間延長(m)
		上流側	下流側	
浅水川	馬淵川	温泉沢の合流点	海に至る場所	34,045.4

二級河川(県管理)

河川名	幹川名	区間		区間延長(m)
		上流側	下流側	
五戸川	五戸川	新郷村大字戸来字二ノ倉地先 3号堰堤	海に至る場所	47,445.4
堤沢川	五戸川	五戸町大字倉石石沢字堤沢15-1地先 五戸町大字倉石石沢字雨原平1-1地先	五戸川への合流点	800.0
後藤川	奥入瀬川	十和田市大字滝沢字上指久保 (ダブ沢の合流点)	奥入瀬川への合流点	28,225.0

準用河川(町管理)

河川名	幹川名	区間		区間延長(m)
		上流側	下流側	
前田内沢川	五戸川	五戸町大字倉石又重字前田内沢89地先 五戸町大字倉石又重字前田内沢60地先	五戸川への合流点	3,660.0
堤沢川	五戸川	五戸町大字倉石石沢字山辺沢10-62地先 五戸町大字倉石石沢字大沢33地先	二級河川 堤沢川上流端	2,500.0

(4) 農地防災対策事業〔農林課〕

ア. ため池等整備事業

(ア) 町においては、従来から農業用水確保のため、ため池を利用しているがこれらのため池は築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を把握し補強改良工事を実施して、堤体の安全を確保し下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

(イ) 町における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

(ウ) 町における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

なお、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

整理番号	溜池名称	所在地	貯水量 (千t)	危険度		緊急度	ランク
				下流条件	人家戸数		
1	越掛沢道下堤	五戸町越掛沢道下	3.0	3	0	3	E
2	外大窪溜池	五戸町外大窪	3.0	3	0	3	F
3	外ノ沢堤	五戸町外ノ沢	2.2	3	0	3	F
4	堤頭堤	五戸町堤頭	0.1	3	0	3	F
5	上蛇沢沼	五戸町上蛇沢	6.0	3	0	3	D
6	桜沢沼	五戸町上市川	52.0	2	0	2	F
7	新山尻堤	五戸町新山尻	5.3	3	0	3	E
8	弥次郎窪堤	五戸町弥次郎窪	0.5	3	0	3	E
9	豊川窪堤	五戸町豊川窪	3.0	3	0	3	E
10	大畑沼	五戸町大畑	0.6	3	0	3	F
11	元年沢堤	五戸町元年沢	4.8	3	0	3	F
12	元年溜池	五戸町元年沢	12.8	3	0	3	F
13	中筒溜池	五戸町中筒	0.8	3	0	3	F
14	岩ノ脇堤	五戸町大字豊間内字岩ノ脇沢53	30.0	1	5	1	D
15	柏木堤	五戸町大字浅水字柏木沢	5.2	1	2	1	D
16	牧内溜池	五戸町大字倉石又重字中崎	5.4	3	0	3	E

2. 都市の防災構造化事業

都市の自然放任によって生ずる無計画な市街地や土地利用の混乱を防ぎ、都市防災をも十分加味して秩序ある環境の整備された市街地を図るため自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。都市基盤整備事業・防災拠点施設整備事業・市街地再開発事業・住環境整備事業・土地区画整理事業に基づき、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分考慮し計画するものとする。

(1) 地域地区の設定・指定〔建設課〕

ア. 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ. 防火地域・準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、地域を指定し建築物に対する規制を強化する。

(2) 都市基盤施設の整備〔建設課〕

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設事業を推進する。

ア. 街路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路・延焼遮断帯・緊急輸送路・消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ. 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、避難地・避難路・延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

ウ. 都市下水路事業

雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。

エ. 流域下水道・公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

(3) 防災拠点施設整備事業〔総務課〕

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設・臨時ヘリポート等の救護活動拠点及び備蓄倉庫・貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備〔建設課〕

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア. 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を実施する。

イ. 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。

ウ. 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路・公園・河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに治水対策・消火活動・避難行動・延焼防止等の都市防災を図るため事業の推進を図る。

(5) 建築物不燃化対策〔建設課〕

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア. 公共建築物の不燃化

庁舎・学校・病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ. 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保〔建設課〕

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。

3. その他の防災事業

その他の防災事業として、道路等の点検・整備及び上水道の防災性の強化を図るとともに、危険地域からの移転事業の促進に努めるものとする。

(1) 道路

町には、次のとおり道路注意箇所があり、町道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

ア. 主要地方道

施設管理番号	路線名	所在地	点検対象項目	延長(m)	迂回路	総合評価
0032H010	榎館線	大字浅水字関口向18-4	橋梁	14	有	1
0004F010	佐野堤頭線	大字切谷内字大久木	盛土	35	有	1
0040F010	古館鍛冶屋窪線	字古館	盛土	100	有	1
0026G010	狐森線	字狐森	擁壁	70	有	1
0034G010	西塔坂線	字上大町	擁壁	30	有	1
0035G010	沢線	字下大町	擁壁	70	有	1
0026A010	下久保線	大字浅水字豊川	落石	30	有	1

イ. 一般国道・県道

施設管理番号	路線名	所在地	点検対象項目	延長(m)	迂回路	総合評価
3454F010	国道454号	大字扇田字姥坂3-1	擁壁	7	有	1
3454F020	国道454号	大字扇田字寺沢前	擁壁	4	有	1
	国道454号	大字倉石又重字沢内	落石・崩壊	15	有	
	国道454号	大字倉石中市字戌橋川原	橋梁基礎の洗掘	31	有	
3142A030	県道倉石五戸線	大字浅水字堀切	コンクリート吹付け工	160㎡	有	1

ウ. 町道

	路線名	所在地	点検対象項目	延長(m)	迂回路	備考
	町道倉石南線	大字倉石又重字野月	地すべり	80	有	
	町道向松水上線	大字倉石中市字前新田	土砂崩壊	50	有	

(2) 上下水道施設 [上下水道課]

町における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図るものとする。

(3) 危険地域からの移転対策事業 [建設課]

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの危険住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア. 防災集団移転

たびたび災害に襲われる地域にあっては、地域住民の恒久的安全を確保するため、住居そのものを安全な場所に移転する防災集団移転等の事業制度を積極的に利用するものとする。

イ. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等により危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

第4節 自主防災組織等の確立

[総務課]

大規模な風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害される場合が予想されるがこのような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、町は地域住民によ自主防災組織等の結成を促進し、育成していくものとする。

1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在12地区で組織化され、防災活動を実施しているところである。

今後は地域の实情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導するものとする。

自主防災組織一覧表

名称	所在地	代表者	会員数	設立年月日
五戸町婦人消防クラブ			45	昭和52. 7. 1
ひばり野婦人消防クラブ			5	昭和52. 7. 1
蛭川婦人消防クラブ			21	昭和52. 7. 1
豊間内婦人消防クラブ			30	昭和52. 7. 1
扇田婦人消防クラブ			9	昭和52. 7. 1
浅水婦人消防クラブ			24	昭和52. 7. 1
中市婦人消防クラブ			21	昭和54. 7. 18
鳥沼新田自主防火隊			17	昭和62. 2. 16
一ノ坪自主防火隊			14	昭和63. 4. 1
横倉自主防火隊			8	昭和62. 1. 24
沼沢自主防火隊			13	昭和62. 2. 2
森冬自主防火隊			33	昭和62. 7. 5

個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。

2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は住民が自ら自主的に行うことを本旨としつつ、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなる優れたリーダー育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 地域（自治会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓蒙活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 既存の自治会や婦人防火クラブ等民間防火組織への移行を図る。
- (3) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び身障者、高齢者等災害時要援護者を保護するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (4) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成を図る。
- (5) 災害時においては、避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火・救助・救護のための資機材の整備を図る。

3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により、消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより整備充実するとともに、特に法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 病院・旅館・ホテル・百貨店等多数の者が利用する事業所
- (2) 危険物・高圧ガスの製造所、貯蔵所又は取扱所
- (3) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- (4) 雑居ビル等共同防火管理を必要とする事業所

4. 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき平常時及び災害時において効果的で災害時要援護者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備器具等の点検
- オ. 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ. 災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火の活動
- イ. 災害危険箇所等の巡視
- ウ. 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・避難指示の伝達
- エ. 救出救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施
- カ. 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

5. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火の活動
- イ. 救出救護の実施及び協力
- ウ. その他

第5節 防災教育及び防災思想の普及

〔総務課〕

風水害等の災害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と、住民一人ひとりが日頃から各種災害の認識を深め、災害から自己を守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要である。このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と、社会教育の場及び直接住民に対する防災知識の普及を通じて、防災意識の高揚を図るものとする。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

防災業務担当職員が、日常の事務又は業務を通じ積極的に防災対策を推進し、地域防災計画が活用され、地域における防災活動を率先して実施できるよう、地域防災計画の内容運用等の周知徹底を図るため、研修会・検討会及び映画会等を通じ防災教育を実施するものとする。

なお、教育内容で特に重点をおくべきものは、次のとおりである。

- ア. 気象・災害についての一般的知識
- イ. 災害対策基本法を中心とした法令等の知識
- ウ. 災害を体験した者との懇談会
- エ. 災害記録の文献紹介とその検討会

2. 社会教育等における教育

青年学級・女性学級等の学級・講座や青少年団体・女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会等のカリキュラムに防災教育を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及を図る。

3. 住民に対する防災思想の普及

防災思想の普及は、ラジオ・テレビ等の放送施設、新聞・雑誌・広報誌その他町が発行する刊行物、広報車の巡回さらには講習会・映画会・展覧会の開催その他により行うものとする。

防災の日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーンなど一連の防災関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図るものとする。普及内容は、おおむね次のとおりである。

- ア. 簡単な気象・水象に関すること
- イ. 気象予警報等に関すること
- ウ. 住民のとるべき措置

(ア) 家庭においてとるべき次の措置

- (平常時)
 - ・ 家庭における各自の役割分担
 - ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
 - ・ 3日分の食料、水、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の準備
 - ・ 避難場所、避難路の確認
 - ・ 避難所における心得

(災害時)

- ・ 身の安全確保
- ・ テレビ、ラジオ、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・ 自動車や電話の使用の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・ 初期消火
- ・ 被災者の救出、救護への協力
- ・ 炊き出しや救助物資の配分への協力
- ・ その他

(イ) 職場においてとるべき次の措置

- (平常時)
 - ・ 職場の防災会議による役割分担
 - ・ 職場の自衛消防組織の出動体制の整備
 - ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
 - ・ 重要書類等の非常持出品の確認
 - ・ 防災訓練への参加

(災害時)

- ・ 身の安全の確保
- ・ テレビ、ラジオ、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・ 自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 危険物の安全確保
- ・ 不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・ 初期消火
- ・ 被災者の救出、救援への協力
- ・ 職場同士の相互協力
- ・ その他

エ. ハザードマップ等の作成について

町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講ずる。

(ア) 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

(イ) 土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

(ウ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

(エ) 市町村の地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

4. 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

このため、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとし、また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

第6節 避難対策

風水害等の災害発生時等における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難場所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

1. 避難場所の選定

町は、風水害等の災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難場所を選定する。

(1) 避難場所の選定

- ア. 避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡以上とする。
- イ. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。
- ウ. 大規模ながけくずれ、浸水などの危険のないところにする。
- エ. 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

2. 避難場所の整備

避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

3. 避難場所標識の設置等

避難場所及び周辺道路には、案内標識、誘導標識等を設置し、地域住民に周知する。

4. 避難路及び避難場所周辺の交通規制

風水害発生時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、五戸警察署、八戸県土整備事務所と協力し、避難路及び避難場所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施しておく。

5. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

6. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難場所等の広報

地域住民に対して、避難場所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア. 避難場所の名称
- イ. 避難場所の所在地
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の知識
- ウ. 避難後の心得

第7節 防災訓練

〔総務課〕

風水害の災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的・継続的な防災訓練を実施するものとする。

1. 総合防災訓練の実施

町は、毎年原則として防災の日（9月1日）または防災週間（8月30日～9月5日）内に、災害応急対策の迅速かつ的確なる遂行を図るため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震を組み合わせた防災訓練を企画し、県、その他の防災関係機関及び公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び災害時要援護者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させた総合訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施するものとする。また、訓練の実施にあたっては必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア. 町水防計画に基づいて実施する。

イ. 実施時期は、できるだけ出水期又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努めるものとする。

ウ. 実施場所は、毎年、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ. 訓練内容は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 災害広報訓練
- (イ) 情報収集伝達訓練
- (ウ) 災害対策本部設置訓練
- (エ) 交通規制訓練
- (オ) 避難・避難誘導訓練
- (カ) 水防訓練
- (キ) 土砂災害防御訓練
- (ク) 救助・救出訓練
- (ケ) 救急・救護訓練
- (コ) 応急復旧訓練
- (サ) 生活関連訓練
- (シ) 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- (ス) 災害時要援護者の安全確保訓練
- (セ) ボランティアの受入れ・活動訓練
- (ソ) その他災害想定に応じた必要な訓練

(2) 火災想定

火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施するものとする。

ア. 実施期間は、火災予防運動期間内とする。

なお、林野火災想定等の訓練にあつては、林野火災の多発する時期の前とする。

イ. 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年1回以上実施するよう努めるものとする。

ウ. 訓練内容は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 消火訓練
- (イ) 消防機関の出動訓練
- (ウ) 避難・避難誘導訓練
- (エ) 救出・救助訓練
- (オ) 救急・救護訓練
- (カ) 災害広報訓練
- (キ) 情報の収集・伝達訓練
- (ク) 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- (ケ) 災害時要援護者の安全確保訓練
- (コ) ボランティアの受入れ・活動訓練
- (サ) その他災害想定に応じた必要な訓練

2. 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、個別防災訓練を定期的に実施する。なお、訓練内容は概ね次のとおりとする。

- (ア) 通信訓練
- (イ) 情報収集伝達訓練
- (ウ) 非常召集訓練
- (エ) 災害対策本部設置訓練
- (オ) 避難・避難誘導訓練交通規制訓練
- (カ) 消火訓練
- (キ) 救助・救出訓練
- (ク) 救急・救護訓練
- (ケ) 水防訓練
- (コ) 給水・炊き出し訓練
- (サ) 図上訓練
- (シ) その他各機関独自の訓練

3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は、地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第8節 災害時要援護者等安全確保対策

〔介護保険課〕

障害者・傷病者・高齢者・乳幼児・外国人、妊産婦等のいわゆる災害時要援護者を保護するため、災害時要援護者関連施設の安全性の確保、災害時要援護者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等災害時要援護者の安全確保を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 災害時要援護者関連施設の安全性の確保
 - (1) 災害時要援護者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
 - (2) 災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業・砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業・地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
2. 災害時要援護者の支援体制の整備等
 - (1) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して災害時要援護者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努める。
 - (2) 町は、地域に居住する災害時要援護者の実態を把握しておく。
 - (3) 町及び災害時要援護者関連施設管理者は、防災関係機関・自主防災組織・近隣住民等との連携を密にし、災害時の支援体制を整備しておく。
3. 災害時要援護者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等
 - (1) 町等防災関係機関及び災害時要援護者関連施設管理者は、災害時要援護者を適切に避難誘導するための体制を整備しておく。
 - (2) 町等防災関係機関は、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。
 - (3) 町等防災関係機関は、被災した高齢者・障害者等に配慮した医療、保健計画を定めておく。
4. 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。
5. 連絡体制等の整備

災害時要援護者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、災害時要援護者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用に努める。
6. 防災訓練における災害時要援護者への配慮

町等防災関係機関は、防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第9節 防災ボランティア活動対策

〔福祉課〕

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1. 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

2. 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部五戸分区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための重要な役割を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 防災訓練への参加

県及び町は、県教育委員会及び町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社五戸支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入れ等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、五戸町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部五戸分区はその他地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

5. 防災ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社五戸分区は、平常時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

6. 防災ボランティアの受入体制の整備

県、町等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう防災ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、防災ボランティア受付調整方法等受入体制の整備を図る。

第10節 文教対策

〔学務課・社会教育課〕

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するために必要な計画を策定しその推進を図るものとする。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1. 組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

2. 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通して行う。特に、避難・災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会開催、災害時のボランティア経験者の講話及び県・市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(2) 教科・科目における防災教育

社会・理科・保健・家庭科等の教科、科目を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭・学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員の取るべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は災害時を想定し緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

3. 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種類に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所・経路・時期及び誘導・その指示・伝達の方法並びに保護者との連絡の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じて計画を修正する。

4. 登下校の安全確保

児童生徒の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア. 通学路については、警察署・県土整備事務所・消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ. 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ. 災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ. 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認する。
- オ. 幼児の登下校には、原則として個人又は小グループ毎に保護者が付き添う。

(2) 登下校等の安全指導

- ア. 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ. 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ. 登下校時における危険を回避できるよう児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5. 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造・鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては防災上必要な措置を講ずる。

6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8. 文化財の災害予防

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。文化財の所有者または管理者は、良好な状況の下に文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市町村教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

第 1 1 節 警備対策

〔総務課〕

五戸警察署長は、風水害等の災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、警備対策の万全を期するものとする。

1. 実施機関

住民の生命、身体及び財産を災害から防護するための警備対策は、町及び関係機関の協力を得て五戸警察署長が行うものとする。

2. 措置内容

五戸警察署長は、災害の発生に備えて次の措置を行うものとする。

(1) 災害警備体制の確立

地域の実情を踏まえ、各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制の確立に努めるものとする。

(2) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所・危険物貯蔵所・避難場所・避難誘導経路・避難場所の収容能力等の把握に努めるものとする。

(3) 防災意識の普及

平素から関係機関と連絡を密にし、広報媒体を多角的に活用して、管内における災害情勢及び災害時における避難措置・危険物等の保安・犯罪の予防・交通の規制・その他公共の安全と秩序の維持に関する広報を行い、防災思想の普及に努めるものとする。

(4) 教養訓練の実施

職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練及び研修に参加するなど職員の実務能力の向上に努めるものとする。

(5) 防災関係機関等との協力体制の確立

防災関係機関・自主防犯組織・ボランティア組織等との連携を図り、災害警備活動が迅速かつ円滑に実施できるように協力体制を確立するものとする。

第 1 2 節 交通施設対策

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1. 道路〔建設課〕

道路管理者は、町道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工・落石覆工等を実施する。

第 1 3 節 上下水道施設対策

風水害等の災害による上下水道施設の被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

1. 上水道施設〔上下水道課〕

水道事業者・水道用水供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設・拡張・改良等に際し施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場・貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車・給水タンク・簡易水栓・ポリタンク・消毒剤・浄水機・可搬式ポンプ・可搬式発電機・運搬車両等の資機材の整備増強を図る。

また、仮配管等の設置に備え配管・バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村・県・工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

2. 下水道施設〔上下水道課〕

下水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設・設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに被災時に備えて予備機器の整備・受電設備の多回線化・非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定めこれに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに応急復旧用資材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるように日常の訓練に努める。

第14節 水害予防対策

〔建設課〕

洪水害を防止又は軽減するため治水施設の整備、適正な管理及び水害予防体制の整備を図るものとする。

1. 河川の整備と管理

治水施設の計画的整備を推進するとともに、その適正な管理を図るものとする。

なお、河川の現況及び整備計画については、第3章第3節「防災事業」による。

- (1) 出水時に円滑な防水活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。
- (2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2. 水防資機材の整備

第3章第1節「防災業務施設・設備等の整備」による。

3. 河川の総合治水対策の確立

都市化によって流域の開発が著しい地域では、洪水流量の増大に伴い洪水害の危険にさらされていることから、従来の治水施設の整備に加え、流出の抑制（保水・遊水機能の維持・増大）と土地利用の規制等の流域単位での治水対策を実施する。

4. 水害予防体制の整備

(1) 気象・水象等の観測体制の整備

県及び青森地方気象台と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努めるほか、町においても気象・水象観測施設の整備を図るものとする。

(2) 危険区域の巡視

水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を、水防団・消防団・その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視警戒に当たるものとする。

(3) 情報収集・連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため防災無線網・ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともにリアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

(4) 住民への情報伝達体制の整備

災害に関する気象予警報・避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、市町村防災行政用無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては防災行政用無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、住民から町等の防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

(5) 避難体制の整備

水害危険区域の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、次により避難場所及び避難路を確保しておくとともに避難計画を策定しておく。

ア. 避難場所の選定

(ア) 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとする

(イ) 避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡以上とする

(ウ) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する

(エ) 大規模な崖崩れ、浸水などの危険のないところとする

(オ) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路・河川等を横断して避難することはできるだけ避ける

イ. 避難場所標識の設置等

避難場所を選定したときは、避難場所及び周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

ウ. 避難路の選定

(ア) 危険区域・危険箇所を通過しない道路とする

(イ) 避難のため必要な広さを有する道路とする

エ. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

オ. 避難に関する広報

住民が、的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(ア) 避難場所等の広報

地域住民に対して、避難場所等に関する次の事項について周知徹底を図る。

- a. 避難場所の名称
- b. 避難場所の所在位置
- c. 避難地区分け
- d. その他必要な事項

(イ) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- a. 避難準備の知識
- b. 避難時の知識
- c. 避難後の心得

(6) 浸水想定区域等

ア. 町は、浸水想定区域の指定にあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難場所のその他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

イ. 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(7) その他の水害予防については、水防計画の定めるところによる。

水防計画に定める内容は、概ね次のとおりとする。

- ア. 水防活動組織の確立
- イ. 河川施設の管理
- ウ. 水防施設及び水防資機材の整備
- エ. 気象・水象の観測及び通報等の活用
- オ. その他水害を予防するための措置

第15節 風害予防対策

〔総務課〕

風害を防止し又は拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備・防災知識の普及・道路交通の安全確保建造物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

1. 住民への情報伝達体制等の整備

ア. 町は、強風時においても災害に係る気象予警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政用無線等の整備を図る。

イ. 町は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況・復旧見通し等の情報について直接又は報道機関を通じて住民に提供できる体制の強化に努める。

2. 防災知識の普及

町等防災関係機関は、第3章第5節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- ア. 強風時の生命・身体の安全の確保に関すること
- イ. 農作物等の防風対策に関すること
- ウ. 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること

3. 道路交通の安全確保

道路管理者及び五戸警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも、道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4. 建造物等災害予防

ア. 学校・医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。

イ. 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し基準の厳守を指導する。

ウ. 強風による落下物の防止対策を図る。

エ. コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的取り組みを促進する。

第16節 土砂災害予防対策

〔建設課〕

集中豪雨等による土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊等の土砂災害を未然に防止あるいは軽減するため、危険箇所の把握とその保全（防止）事業の実施を促進するとともに、地域住民に対し危険箇所の周知徹底・危険区域内における行為制限の周知徹底及び迅速かつ的確な避難誘導を実施する。また、土砂災害防止法による必要な施策について定める。

1. 危険箇所の住民に対する周知徹底
危険箇所の住民に対しては土砂災害全般に対する知識・危険箇所の性質・土地の保全義務・異常（前駆）現象・その他注意事項を啓発するため、次ような措置を講ずる。
 - (1) 国土交通省・県主催の例年6月の「土砂災害防止月間」に県で配付するパンフレット等を各世帯に配付する。
 - (2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する映画会・講習会を開催する。
 - (3) 教育委員会と連携をとり、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした、土砂災害防止教育を推進する。
 - (4) 土砂災害に関する防災訓練を実施する。
2. 防災関係機関における情報収集・伝達体制の整備
災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網・ファクシミリ等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
また、降雨、水位等の実況情報伝達体制を整備するものとする。
3. 住民への情報伝達体制等の整備
災害に関係する気象予警報・避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政用無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政用無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進するものとする。
4. 危険区域内における行為制限の周知徹底
危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう県農林水産事務所・県土整備事務所と連携を密にし指導の徹底を図る。
 - (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
 - (2) ため池・用水路・その他防止施設以外の施設、又は工作物の設置又は改造
 - (3) のり切・切土・掘削又は盛土
 - (4) 立木の伐採、損傷
 - (5) 木材の滑下又は地引による搬出
 - (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
 - (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為
5. 避難体制の整備
危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第14節「水害予防対策」の「避難体制の整備」に準ずるほか、土石流（山津波）危険渓流等の土砂災害危険箇所における次の異常（前駆）現象の住民の日常観察、覚知した場合の町への通報、町から県等防災関係機関への通報並びに警戒・避難準備等の避難体制の整備を図るものとする。
 - (1) 土石流（山津波）危険渓流
 - ア. 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
 - イ. 渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
 - ウ. 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある）
 - エ. 降雨量が減少しているにもかかわらず、渓流の水位が低下しないとき
 - オ. 渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき
 - (2) 地すべり危険箇所
 - ア. 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
 - イ. 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき
 - (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - ア. 斜面から急に水が湧き出したとき
 - イ. 小石がパラパラ落ち始めたとき
 - (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
 - ア. 立木の倒れる音がするとき
 - イ. 山腹に亀裂が生じたとき
 - ウ. 山腹傾斜から転石が落ちはじめたとき
 - エ. 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じりはじめたとき
6. 土砂災害防止法による施策
土砂災害警戒区域における対策
 - (1) 土砂災害警戒区域の指定をうけた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
 - (2) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
 - (3) 町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第17節 火災予防対策

〔総務課〕

火災の発生を未然に防止し、住民の生命・身体及び財産を火災から保護するため防火思想の普及と消防体制の充実強化を図るものとする。

1. 防火思想の普及

(1) 一般家庭等に対する指導

ア. 一般家庭

一般家庭に対し、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導するものとする。

また、パンフレット・刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ. 教育研究機関の実験室・薬局等

学校及び教育研究機関の実験室・薬局等における薬品類は、落下等により発火・爆発の危険性が考えられるので、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

ウ. 街頭消火器の設置

市街地、避難経路等の主要地点への消火器の配備推進に努め、初期消火体制を整備する。

(2) 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要であり、地域ぐるみ職場ぐるみの協力体制を必要とすることから自主消防体制としての学区、行政区等ごとの婦人防火クラブ・少年消防クラブ等の結成・育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ね災害への対応策を体得させ、家庭・職場等で活用できるよう指導するものとする。

(3) 建造物等の火災予防

ア. 市街地の大火の防止策として、耐火・簡易耐火構造による不燃化建築物への建替え等の促進を図るため、防火地域・準防火地域等指定地域の拡大を推進するものとする。

イ. 公共建築物は、原則として耐火建築とし、その他についても不燃及び耐火建築の促進を指導するものとする。

(4) 火災予防運動の実施

毎年火災が多く発生する4月から11月にわたり、春・秋の火災予防運動の期間を通じ火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

2. 防火規制の実施

予防査察の実施

消防機関は、出火の危険性を把握し火災発生を未然に防止するため、防火対象物・危険物製造所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導・消防用設備等の改善・勧告を行うものとする。

(1) 対象

一般家庭・病院・百貨店・劇場・旅館・ホテル等

(2) 実施期間等

春・秋の火災予防運動期間中、年2回（一回当たり40人）

(3) 査察内容

- a. 火気使用設備の安全確保に関すること
- b. 危険物の安全取扱いと適正管理に関すること
- c. 消火・避難等の消防用施設の設置管理に関すること
- d. 自主点検の励行に関すること
- e. 査察後の措置
- f. 施設の改善命令・措置の指示・その後の再査察

3. 防火管理体制の確立

火災発生及び拡大を防止するために劇場・病院・百貨店・ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出・消防計画の作成・消火・通報及び避難訓練の実施・消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに自主的な防火管理体制を樹立させるものとする。

4. 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ住民の火災に対する注意を喚起するものとする。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予警報等の伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては住民に対し次の事項を遵守するよう周知徹底させるものとする。

ア. 山林・原野等において火入れをしないこと

イ. 煙火を消費しないこと

ウ. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと

エ. 屋外においては引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ. 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること

カ. 屋内において裸火を使用するときは窓・出入口を閉じて行うこと

5. 消防体制の整備

(1) 消防計画の作成

消防機関等が、その任務に基づき具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的・総合的な充実強化を図る。

(2) 常備消防体制の充実強化

八戸地域広域市町村圏事務組合は、火災の鎮圧・救急・人命救助等の消防活動における初期出動体制及び組織の充実強化に努めるものとする。

(3) 消防団の充実強化

地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な団員の確保等を講ずるとともに、入団促進活動・イメージアップ活動・地域交流事業・文化教養研修活動を実施するなどその活動の活性化を図るものとする。

(4) 消防施設・設備等の整備

第3章第1節「防災業務施設・設備等の整備」による。

なお、河川水等の自然水利・水泳プール・ため池等の指定消防水利の活用等、消防水利の多用化を図る。

6. 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、文化財の現況把握に努めるとともに、消防機関の協力を得て各所有者等に対し火災予防対策の強化を指導・助言するものとする。